

令和6年第6回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年 6月 17日(水) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 井町 哲 | 5番 | 伊藤 美和子 | 6番 | 縄田 善博 |
| 7番 | 倉増 知 | 8番 | 前田 耕次 | 9番 | 中嶋 友之 |
| 10番 | 中野 修 | 11番 | 石田 健治郎 | 12番 | 中嶋 誠 |
| 13番 | 安部 好恵 | 14番 | 岸 英法 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 高見 清 | 17番 | 村上 浩一 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 永安 達彦 | 松田 道子 | 山田 孝治 |
| 野上 武史 | 野村 和枝 | 阿川 伸美 |
| 秋永 明 | 松田 康浩 | |
- 5 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 河野 哲広 | 副主幹 井村 光敬 | 主査 柳井 信吾 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 2 時 0 0 分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 6 年第 6 回総会を開会いたします。</p> <p>本総会現時点での出席委員 1 9 名、よって本総会が定数に達していることをご報告いたします。</p> <p>それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますがよろしゅうございますか。それでは 7 番 倉増委員、1 6 番 高見委員。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請 4 件について、説明します。</p> <p>1 件目。資料 1 を参照してください。譲受人、●●●、●●さん。譲渡人、●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人が申請地をすでに借りて耕作しており、所有権移転後も引き続き耕作をします。この件につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないものと考えています。</p> <p>2 件目、資料 2 を参照してください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲渡人が耕作困難になったため譲受人に贈与を申し入れ、譲受人がこれに応じるものです。この件につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号について抵触しないものと考えています。</p> <p>3 件目、資料 3 を参照ください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。住宅及び宅地の購入にあたり宅地に隣接する農地を家庭菜園のため取得するものです。本件は新規就農にあたります。この件につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号について抵触しないと考えます。</p> <p>4 件目、資料 4 を参照ください。譲受人、●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。住宅及び宅地の購入にあたり宅地に隣接する農地を家庭菜園のため取得するものです。</p>

議長	<p>に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> <p>14番の岸でございます。</p> <p>まず第5条、●●●●1、2、3。これは資料ナンバー5、6、7を見ながら説明させていただきます。</p> <p>●●の場所ですが、●●●●●●●●から●●方面に走って●●●●線、●●交差点を左折して入ったところにある地域でございます。最初の申請地274㎡は、同交差点から約500mは走った指導の右側、それから資料7の仮設事務所設置は5のすぐ側に申請地ののうちがありますけれど、仮設事務所の位置です。それから資料6を見ていただきますと、最初の資料5の図1のほぼ真向かいに近い所の南側沿いにある場所でございます。1番2番は先程事務局からありましたように残土置き場、重機置場ということで特に問題はないと思っております。</p> <p>資料ナンバー8、太陽光発電を設置するというので場所的には●●●●ですか。●●の交差点を入ったところで●●●●を超えて、ここに川がありますけれど橋を渡ったすぐの所に現場所在地があります。ここに記されているように、面積は152㎡で太陽光発電には小さく思われるかもしれませんが、資料8-4の地図にあります黄色く塗ってある所と一体的に利用された太陽光発電ということでご承知いただければと思います。</p> <p>資料ナンバー9、これはちょっと見にくいかもしれませんが、9-1から9-2、9-3と並んでおります。場所的にはですね、私もこの辺初めて行った所でよく分からないのですが、右側沿いに●●●●線沿いをずっと走って行った●●沿いに並んでいるという地域で見ただけであれば●●●●から、えー●●●●から走ったのですけれど、●●沿いにずっと行って、最後は●●に抜けるというような一体的な所でございます。</p> <p>そこに書いてありますように、9-2-1というのは右から見ていただきますと申請地①というのが事業計画①に該当します。</p> <p>資料9-2-2、2、3と書いてあるのが事業計画の②③に該当します。</p> <p>それから9-2-3に書いてあります申請地④、これが事業計画④に該当するというのでございます。</p> <p>でその各々の場所が次の9-3-1、これは申請箇所①の地図、それから②の9-3-2が②の箇所の地図。</p> <p>それから9-3-3、申請箇所③の箇所ということでそれぞれ記載されている地図になります。ここについても、基本的には特別高圧送電線張替の為に、使用される用地で一時転用でございます。私も一時転用でこんなにいっぱいあって、転用を元に戻すのは大変な行為ではないかと思って業者に聞きました。今はヘリポート付けるにしても一番下にプラスチック板の厚いのを付けて、</p>

	<p>その上に鉄板を載せて資材置場なり色んなものを作ると。だから終わったら昔は整地とか色々したらしいですけど、今はそれを鉄板とかプラスチック外材をどければ原状復帰になるという説明で、昔ほど難しくはないと。そういうことなら原状復帰も簡単にできるのだと改めて思った次第でございます。</p> <p>次のページ行きますと、6のところの●●について。資料ナンバー10ですね。場所的には●●●●の方から●●の方に抜ける●●●●線から途中●●●●を越えた辺りから左に入って行く場所ですが、ここについてはですね、すでに何回も現地に視察に行っているようでございます。特に問題はないと思います。</p> <p>それから資料ナンバー11、申請場所は先程事務局から言われたように、●●●●線を走り、●●●●の手前で中に入って行くのですが、ひとつの目安は●●●●●●●●の看板が出ておまして、これもかなり深く入っていくのですが、看板を左折して●●●●●●というのが地図でも11-3に載っていますが、●●●●に行くほんの曲がった最初の所が申請地です。ここも鉄塔修理のためのヘリポートを作るということでございます。場所的には以上なのですが、全体的に資料5から11が今回の案件について現地調査しましたけれど、水路等特に問題が発生するような場所ではないということでございますので、ご審議の方よろしくお願いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
推進委員	別府の推進委員の永嶺です。1、2、3番については岸委員の言われた通りですので特に補足説明はありません。よろしくお願いたします。
議長	はい、ありがとうございます。
推進委員	推進委員の野村です。岸委員の言われた通りで間違いありませんので、審議の程よろしくお願いたします。
推進委員	はい、伊佐町の推進委員山田です。委員ご報告の通りで特に何もありません。以上です。
推進委員	大嶺町の推進委員の野上と申します。岸委員の言われましたように現地確認を前々日しましたけれど、特別問題はないのではないかと思います。審議の程よろしくお願いたします。

議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。特に無いようでしたら採決に移りますが、よろしいですか？
委員	(はいの声)
事務局	それでは議案第2号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は決定をいたします。 それでは議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農業地域除外申請について議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読1件。 農振除外1件について説明します。 資料12をご参照ください。所在地は●●●●●、申請地は●●●●●●付近の農用地区域内農地です。申請地につきまして登記面積が3,347㎡のうち、約0.3アールが基地局設置のために既に農振除外してあります。今回の農振除外につきましては、もともとはナン園として利用されてきましたが、今後クヌギを植林して管理していくための農振除外となります。 以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
委員	はい、除外申請の内容ですが、●●で●●●●●に入っていく途中にこの園はありまして、だいぶ前から伐採されて、更地になっておりますし、また防風林等スギやらあったようですがすべて除けてあります。4段くらい形状としてはあるのですが、4段になってる全てにおいてクヌギを植えるということでございます。一番上の所に既に基地局がありまして、そこを除いた部分をこの度申請されるということで、現地を見ましたけれど特段問題はないと思っております。以上でございます。

議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
推進委員	別府の推進委員の松田でございます。元々ナシ園でありまして先程馬屋原委員が説明されたように、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はいありがとうございます。委員の皆さんより何か意見ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら、採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	議案第3号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をし、調査委員の意見等を添付して市町部局の方へ報告いたします。 それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 それでは本日配布しております令和6年6月28日告示、令和6年7月1日開始の農地利用集積計画をご覧ください。今回全体で34筆でございます。利用権設定面積が新規・再設定合計で51,178㎡、貸し手が12名、受け手が7名でございます。内訳は4ページから6ページでございます。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長	意見等は出尽くしたようでございます。他にないようございましたら報告第1号は終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	ありがとうございます。それでは報告第1号を終わります。 続きまして議事順位第6 報告第2号 農地転用現況証明について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	3件朗読。 現況証明願いの提出が3件ございましたので、説明いたします。 1件目、参考資料13をご参照ください。申請地、●●●●●●●●、現地につきましては30年以上通路として利用しているのことで。す。 2件目、参考資料14をご参照ください。申請地は●●●●から●●●●に行く途中で、●●●●●●●●がある交差点を右折して、●●方面に向かう県道、その県道そのものになっております。20年以上前から公衆用道路であるということです。 3件目、参考資料15をご参照ください。すみません、土地の表示が●●●●●●●●となっていますが、これ●●です。●●●●●●、●●●●●●これどちらも場所としては非常に近いです。場所としては●●にある●●●●●●●●●●付近となります。現地は20年以上耕作実態が無く、原野と化しているような状況です。 以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
委員	まず1番の●●さんの関係ですが、これにつきましてはですね13-2を見てもらったらわかりますが、●●●●●●の反対側の道、基盤整理がされたような土地がいっぱいあると思います。その中に申請地があります。下の13-4にですね、写真にあるように今基盤整備で道路自体が移り変わってますけれど、現状としてはですね、一応50㎡が道路の底地になっているということでございます。ちょうど水路があつてその左側なんですけれど、倉庫にぶち当たったような状況にあたります。申し出の年数はよく分かりませんが、道路の底地になっているのは間違いございません。

	<p>1 件目が●●●●●●●●●●、2 件目が●●●●●●●●●●、3 件目が●●●●●●●●●●、4 件目が●●●●●●●●●●、5 件目が●●●●●●●●●●。これほどの法人報告書の提出があり、提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことを報告申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>委員の皆さんより何かありましたらお願いいたします。</p> <p>特に発言無いようでございますので、報告第4号を終わらせていただきますがよろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>以上で報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第9 報告第5号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>資料をご覧ください。別紙様式5でございます。本報告については農業振興部会の方を回りまして、部会で取りまとめたものを本総会で提出しております。</p> <p>それでは令和5年度農業委員会農地利用最適化推進の状況その他事務の実施状況公表（案）について説明します。1ページの方をご覧ください。農業委員会の状況でございます。こちらについては令和5年の4月1日の現在の状況を記載しており、農林業センサス耕地及び作付け面積と統計に基づいて作成しております。</p> <p>2ページの最適化活動の実施状況です。（1）農地の集積③実績をご覧ください。新規集積面積につきましてはマイナス58ha、集積面積の累計は1,349ha、集積率が37.5%。目標に対する達成状況は53.6%でございました。点検結果としまして後継者のいない個人認定農業者の死亡による集積農地の離散、農業従事者の高齢化・後継者不足、有害鳥獣被害、資材の高騰等により昨年に比べ集積面積は58ha減少しました。利用権の設定面積については推進委員による農地の利用集積に向けた取組の強化を図り、昨年度に比べ10.7減少しました、と記載しております。</p> <p>それでは（2）の遊休農地の発生防止解消、3ページの③をご覧ください。緑区分の遊休農地の解消面積は0ha、目標に対する達成状況は0%でした。点検結果としまして農地パトロール、意向調査、解消に必要な指導・助言・斡旋、農地判断により昨年度か</p>

議長	岸さんの方より何かありましたら。
岸委員	いや、部会で協議した結果で報告させていただいておりますので、特に私の方から言うことはございません。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。 もし何かあれば文章でもいいし、口頭でもいいんで事務局にお伝えいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。それでは報告第5号を終わらせていただきます。 続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談日につきまして、6月は予約がありませんでした。 以上で本日の議案の審議並びに報告事項については既にすべて終わりになります。委員の皆さんより何かこの場で、発言しておきたいということがございましたらお願いいたします。
事務局	農地利用最適化推進施策の改善に関する意見でございます。こちらについては山口県の農業会議より農地利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出依頼がございました。これは各地の農業委員会から提出されました農地利用最適化推進施策の改善に関する意見を、農業委員会法第53条の規定に基づいて山口県知事に提出するものでございます。ついては別添の取りまとめの要領等に基づきまして、改善意見等がございましたら7月17日水曜日の総会までに事務局へ提出をお願いします。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございます。 他にまだ何かありますか？無いようでしたら事務局の方をお願いします。
事務局	今後の日程についてご説明いたします。本日令和6年7月の日程を配布しております。それでは令和6年7月の日程についてをご覧ください。総会は7月17日水曜日でございます。農業相談は7月9日火曜日。当番委員は美祢地区が高見委員、美東地区が岸委員、秋芳地区が俵委員でございます。現地調査は7月8日月曜日。当番委員は安部委員、中嶋誠委員でございます。 次に2点目ですが、地域計画策定に係る協議の場についてでございます。日程は正式には決まっておきませんが、前回3月から4月にかけて実施した時と同様に、7月下旬から9月上旬にかけて市内を14の地区に分けて実施する予定にしております。今回の協議の場では、地域計画案目標地図の素案をご提示して、1地区を数班に編成して班ごとに話し合いをしていただくことになっております。机の上に置いております協議の場の地区編成案を見ていただき、再編成の修正等お気づきの点がありましたら、6月末までに私の方に申し出ていただければと思います。委員の皆様には協議の場において、農林水産事務所、農協、中間管理機構、農

議事録は正確なることを認め署名する。

令和6年6月17日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____